

消費税等相当額並びにその額に係る表示
 及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定に基づき申請を行なった託送供給等約款(令和5年4月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ(料金)に定める料金率、65(受電地点への供給設備の工事費負担金)および68(供給地点への供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額ならびに附則5(発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置)および別表2(近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表5(離島ユニバーサルサービス調整)に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(料金)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	50.14	4.56
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	100.28	9.12
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	200.55	18.23
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	300.82	27.35
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	501.37	45.58
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	501.37	45.58
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	149.56	13.60
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	299.12	27.19
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	299.12	27.19

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
1 接続送電サービスにつき	303.60	27.60
電力量料金		
1 キロワット時につき	11.91	1.08
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
1 接続送電サービスにつき	303.60	27.60
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	12.94	1.18
夜間時間		
1 キロワット時につき	10.81	0.98
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	16.90	1.54
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	795.30	72.30
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	652.30	59.30
電力量料金		
1 キロワット時につき	8.16	0.74
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	795.30	72.30

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	652.30	59.30
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	8.84	0.80
夜間時間		
1キロワット時につき	7.41	0.67
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	21.21	1.93
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	710.60	64.60
電力量料金		
1キロワット時につき	4.99	0.45
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	710.60	64.60
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	5.40	0.49
夜間時間		
1キロワット時につき	4.55	0.41
高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	16.64	1.51
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	469.70	42.70
電力量料金		
1キロワット時につき	3.61	0.33

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	469.70	42.70
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	3.89	0.35
夜間時間		
1キロワット時につき	3.30	0.30
特別高圧従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	11.31	1.03
1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	603.90	54.90
特別高圧で供給する場合	399.30	36.30
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4.42	0.40
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8.84	0.80
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8.84	0.80
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	88.47	8.04
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	88.47	8.04

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
動力臨時定額接続送電サービス 臨時接続送電サービス契約電力1キロワット 1日につき	114.06	10.37
予備送電サービス 予備送電サービス料金 予備送電サービスA 予備送電サービス契約電力1キロワットにつき 高圧で供給する場合	124.30	11.30
特別高圧で供給する場合	82.50	7.50
予備送電サービスB 予備送電サービス契約電力1キロワットにつき 高圧で供給する場合	151.80	13.80
特別高圧で供給する場合	106.70	9.70

(2) 65(受電地点への供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
発電設備等からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときの工事費負担金 新増加契約受電電力1キロワットにつき	3,630.00	330.00

(3) 68(供給地点への供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
供給側接続設備の工事費負担金 低圧または高圧で供給する場合 架空供給側接続設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,410.00	310.00
地中供給側接続設備の場合 超過こう長1メートルにつき	27,170.00	2,470.00

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
特別高圧で供給する場合		
工事費		
架空供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給する場合	605.00	55.00
標準電圧60,000ボルトで供給する場合	176.00	16.00
地中供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給する場合	880.00	80.00
標準電圧60,000ボルトで供給する場合	572.00	52.00
当社負担額		
新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,500.00	500.00

(4) 附則5(発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等		
1キロワット時につき	38.71	3.52
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等		
1キロワット時につき	19.84	1.80

(5) 別表2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
近接性評価割引単価		
1キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	0.44	0.04
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ60,000ボルト以下の場合	0.35	0.03
受電電圧が標準電圧60,000ボルトをこえる場合	0.18	0.02

(6) 別表5 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
離島基準単価		
電灯定額接続送電サービス		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.102	0.009
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.206	0.019
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.410	0.037
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.616	0.056
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1.026	0.093
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	1.026	0.093
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.306	0.028
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	0.613	0.056
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	0.613	0.056
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.008	0.001
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	0.017	0.002
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボル トアンペアまでの場合100ボルトアンペアま でごとに	0.017	0.002
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボ ルトアンペアまでの場合	0.165	0.015
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロ ボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	0.165	0.015
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1 日につき	0.173	0.016
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.026	0.002